

26.6.10
3-12

不作為についての異議申立書

平成26年6月14日

佐賀県武雄市武雄町大字昭和1-1

武雄市教育委員会 殿

異議申立人

行政不服審査法に基づき下記のとおり異議申立する。

記

1 異議申立人の住所、氏名、年齢

住所

氏名

年齢

め、平成26年5月18日付け「不作為につ
いての異議申立書」を送付し5月19日に到
着した。

しかし、行政不服審査法第50条第2項に
定める期日、6月8日を超えてもなお決定通
知書を受領していない。

この事態は武雄市情報公開条例のみならず
行政不服審査法にも違反しており、即刻開示
決定を行うよう強く求める。

以上

この郵便物は平成26年6月15日
第112-77-2号書留内容証明郵便物として
差し出されたことを証明します。

日本郵便株式会社

